

# 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

秋田県木材産業協同組合連合会

平成24年11月29日制定

平成29年 5月13日改正

令和 6年 7月 1日改正

## 第一 目的

この実施要領は、秋田県木材産業協同組合連合会（以下「連合会」という。）が平成24年11月29日に制定し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」（以下「行動規範」という。）に規定する「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」の内容を定めるものとする。

## 第二 この実施要領に基づく認定の対象

- 1 林野庁が平成24年6月18日に策定し、公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により、発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、この実施要領に基づく認定（以下「認定」という。）を受けなければならない。また、国内木質バイオマスに係るライフサイクルGHG算定に必要な情報（以下、「GHG関連情報」という。）の収集・管理・伝達を行う事業者については、本ガイドラインに基づくGHG関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けなければならない。
- 2 認定は、県木連の会員を対象とする。ただし、連合会の会員たる組合に所属する事業者については、連合会の会員とみなして認定の対象とする。
- 3 会員以外の事業者の認定については、必要に応じ、別途定める。

## 第三 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

- 1 認定を受けようとする事業者は、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」（様式第1号）を団体に提出しなければならない。
- 2 認定に係る手数料は、15,000円とする。

## 第四 審査及びその結果の通知

- 1 団体は、認定のため理事長が指名する審査員で構成される審査委員会を設け、審査委

員会が認定の可否を決定するものとする。

2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五（発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件）及びガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。この場合において、必要があるときは現地調査を実施する。

ただし、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る初回の認定については、事務局で実施した現地調査資料の確認を行う。これに関して、審査の効率化等の観点から、オンライン会議システム等を活用して行うことができることとする。

3 団体は、認定に係る審査の結果を申請者に通知するものとする。

## 第五 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

### (1) 分別管理

ア 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとこれら以外の木質バイオマスを分別して保管することが可能な場所を有していること。

イ 入出荷、加工及び保管の各段階において間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであることが証明された木質バイオマスとそれ以外の木質バイオマスとが混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

### (2) 帳票管理

ア 間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷及び在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。

イ 関係書類（証明書を含む。）を5年間保存することとしていること。

### (3) 責任者の選任

この取組の責任者が1名以上選任されていること。

### (4) GHG 関連情報の管理等

国内木質バイオマスの GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報のある木質バイオマスの管理に必要な保管場所を有していること。

また、責任者が選任されており、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る方法が定められていること。

## 第六 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書の交付及び公表

1 団体は、認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定書」（様式第2号。2において「事業者認定書」という。）を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住

所、団体認定番号（GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者については、その旨が判別できる番号とする。「秋木連木質バイオマス〇G 号」）及び認定年月日を団体のホームページ等に公表するものとする。

2 事業者認定書の有効期間は、認定の日から 3 年とする。

## 第七 証明事項の記載

1 認定事業者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に連合会認定番号及び間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの別を記載し、出荷先へ引き渡すものとする。

GHG 関連情報の収集・管理・伝達を行う場合は、GHG 関連情報も記載する。

2 前記 1 にかかわらず、別途証明書を作成する場合の証明書の様式は、様式第 3 号および 3 号-1（GHG 関連の場合）のとおりとする。

## 第八 取扱実績報告及び公表

1 認定事業者は、「間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱実績報告書」（様式第 4 号）により、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱い等に係る前年度分の実績を毎年 6 月末までに連合会に報告するものとする。

2 連合会は、認定事業者からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

## 第九 立入検査

連合会は、必要に応じて、認定事業者による発電利用に供する木質バイオマス取扱いが適正であるか否かを検査することができるものとし、認定事業者は、連合会から検査を行う旨の通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど連合会に協力しなければならない。

連合会は、検査において適正でない事項が認められた場合は、認定事業者に対して、期間を定めて是正を指導する。

なお、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受けた事業者に対しては、認定の翌年度以降毎年度(更新の認定を行う年度を除く)、書類確認検査を実施することとする。

## 第十 認定事業者の取消し

1 連合会は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。この場合において、悪質と考えられるときは、事業者名等を連合会のホームページ等に公表するものとする。

(1) 証明書の記載事項（GHG 関連情報を含む）に虚偽があったとき。

(2) 認定事業者から認定の取消しの申請があったとき。

- (3)認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- (4)連合会が認定事業者には是正を求めた事項が解消されないとき。

2 連合会は、認定を取り消したときは、「間伐材等由来の木質バイオマス又は 当該一般木質バイオマスの証明に係る事業者の認定取消通知書」(様式第5号)を当該認定事業者に送付するものとする。

#### 第十一 発電利用に供する木質バイオマス供給事業者認定の継続

認定の継続を希望する認定事業者は、有効期間の満了する1箇月前までに、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(継続)」(様式第6号)を団体に提出しなければならない。

附則 この実施要領は、平成24年11月29日から施行する。

附則 この実施要領は、平成29年6月1日から施行する。

この実施要領による改正後の発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領第三の2の規定は、この実施要領の施行の日以後の認定について適用し、同日前の認定については、なお従前の例による。

附則 この実施要領は、令和6年7月1日から施行する。

# 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員以外の事業者認定実施要領

秋田県木材産業協同組合連合会

平成24年11月30日制定

平成29年 5月12日改正

令和 6年 7月 1日改正

## 第一 趣旨

この実施要領は、発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領(平成24年11月29日制定。(以下「実施要領」という。))第二の3により、会員以外の事業者(以下「事業者」という。)の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第二 実施要領との関係

第一の認定は、第三に定める事項を除くほか、会員の認定の実施要領による。

## 第三 認定申請

1 第一の認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」(様式第1号)を秋田県木材産業協同組合連合会(以下「連合会」という。)に提出しなければならない。

2 認定に係る経費は、次のとおりとする。

認定手数料 150,000円に現地調査に係る実費を加算した額

附則 この実施要領は、平成24年11月30日から施行する。

附則 この実施要領は、平成29年5月13日から施行する。

この実施要領による発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る会員以外の事業者認定実施要領第三の3の規定は、この実施要領の施行の日以後の認定について適用し、施行の日前の認定については、なお従前の例による

附則 この実施要領は、令和6年〇月〇日から施行する。